

（本府制度）

第三条、最低常備日給二月五十銭を増給せら  
レタキコト

第四条、職工ハ毎朝定時ニ出勤スルモ機械ノ  
破損及材料ノ關係乃至人災ノ都合上直ニ若  
クハ中途ニテ退場スル場合日給ノ全給ヲ給  
與セラレタキコト

第五条、公務員傷ノ場合ハ本人ヨリ申請アリ  
タルトキハ直ニ専門醫ノ治療ヲ受ケラレメ  
ラレタキコト此場合休業治療ヲ要スル時ハ  
日結金ノ全額ヲ支給セラレ度キコト

第六条、職工ヲ解雇スル時ハ先ノ順序ニ從ヒ  
解雇手當ヲ支給セラレタキコト

第一項、在勤六ヶ月以下ハ日給ノ二ヶ月分

第二項、全一ヶ月以下ハ三ヶ月分

第三項、全一ヶ月以上三ヶ月迄ハ一ヶ月ヲ増  
ス毎一ヶ月分宛加算スルコト

第四項、全三ヶ月以上十ヶ月迄ハ一ヶ月ヲ増  
ス毎二ヶ月分宛加算スルコト

第五項、全十ヶ月以上ハ一ヶ月ヲ増ス毎三ヶ月  
分宛加算スルコト

第七条、賞與金結與規定ヲ舊天野工場時代ノ  
制ニ順應シ制定セラレタキコト

第八条、當日本港技會ノ團練權ヲ承認シ勞資  
共ニ融和シ産業能率ヲ増加スル様セラレタ  
キコト